

## 御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金申請受付のお知らせ！

<対象：令和4年4月1日以降新規創業し、開業資金等の借入金返済がある事業者>

市内における創業者を支援するため、創業及び創業により行う事業に必要な融資を受けた創業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する事業です。該当する方は申請をお忘れなく！

★1 利子補給額 = (12カ月分の支払利息合計額) × (利子補給率1%) ÷ (借入利率)

★2 (例) 1000万円借入、借入利率1.5%、年間支払利息12万円の場合 ⇒ 約8万円助成 (R6.10.1~)

### 【対象者】 次のいずれにも該当する創業者

- ① **創業から5年以内**で御殿場市内に主たる店舗、工場または事業所を設けた者、または、現に市内にこれらの施設を有するもの (但し、令和4年4月1日以降創業者。個人から法人化も除く。)
- ② 静岡県特別政策資金融資制度要綱 (平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知) に定める **開業パワーアップ支援資金**、または **株式会社日本政策金融公庫** による **各種創業関係融資制度** に係る **融資を受けた方** (1000万円分までの創業や開業資金の増額を伴う借換え含む。)
- ③ 利子補給の期間 (**令和5年4月1日以降に1回目の返済がある場合**) に、毎月償還をしている方
- ④ 市税の滞納がない方 \* 御殿場市税務課で発行
- ⑤ 中小企業信用保険法 (第2条第1項第1号、第3号) に掲げる **中小企業者または小規模企業者**

### 【申請の流れ】

(1) 「**利子補給事業助成金交付申請書(様式第1号)**」を御殿場市商工会窓口かホームページからダウンロードして、御殿場市商工会窓口へ申請してください。 <https://www.gotemba.or.jp>

<申請書提出時に添付が必要な書類>

1. 融資決定通知書、又は借用証書の写し (**創業融資制度名、決定金額、借入利率、利息**がわかるもの)
2. 融資返済予定表、又は返済実績表等 (月々の返済(予定)日と元金と利息がわかるもの)
3. 開業届の写し (税務署受理印、又は税理士証明印、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し)
4. 市税の滞納のない証明書(原本) \* 御殿場市税務課で発行

(2) 審査後「**助成金交付【内定】通知書(様式第2号)**」を申請者へ送付

(3) 融資返済6カ月又は12カ月後に「**実績報告書兼請求書(様式第3号)**」で商工会へ提出・請求  
★借入先金融機関の「**支払済利息が確認できる書類(取引明細照会票等)**」が必要です。

(4) 審査後、「**助成金交付【確定】通知書(様式第4号)**」を申請者へ送付

(5) **申請者の口座へ(利子補給金)振込み**

★利息の支払証明書類 (取引明細照会票等) の発行は、借入先の各金融機関へお問合せください。

★国民生活金融公庫のお問合せ先は 055-931-5288 又は、公庫ダイレクト (インターネット) で発行可

★お問合せ先 〒412-0042 御殿場市萩原 515 御殿場市商工会 TEL 0550-83-8822 金融担当まで